

情報関連専門展示会等出展費用助成事業実施要領

令和5年5月1日改正

(目的)

第1 県内ソフトウェア関連中小企業者がソフトウェア関連の製品・技術等をPRするため、全国的な専門展示会等（以下「展示会」という。）に出展する場合に、公益財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）が出展料の一部を助成することにより、県内ソフトウェア関連中小企業者の、販路の拡大を図ることを目的とする。

(公募期間)

第2 助成は公募により受け付けるものとし、公募期間は別に定める。

(公募方法)

第3 当事業の公募は、センターHPに掲載する。また、ソフトウェア関連企業向けで利用するメーリングリストにより公募案内を配信することで周知する。

(助成対象展示会等)

第4 助成の対象となる展示会は、次の条件を全て満たしていることとする。

- (1) 県内外から多くの参加者が見込まれ出展効果の高いものとする。
- (2) 販売が主目的でなく、新規の商談や取引先の開拓のために開催されるものとする。
- (3) センターが費用の一部を負担し、共同出展する展示会等は原則として対象外とする。

(助成対象企業)

第5 助成の対象となる中小企業者は、ソフトウェア開発を業務としている事業者（組込みシステムで動作するソフトウェアを含む）で、本社又は事業所を岩手県内に有する中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者並びに法人格を有する中小企業者の団体）とする。

但し、助成申請に際し、次の条件を全て満たしていることとする。

- (1) 助成を受けようとする展示会への出展物が、県内中小企業で製造または開発された全国販売展開の可能性が高い製品・技術等であること。
- (2) 助成を受けようとする展示会への出展に際し、他機関等の助成を受けていないこと。
- (3) 助成を受けようとする展示会が助成申請以降に開催され、当該年度の3月21日までに会期が終了する展示会であること。
- (4) 助成申請の時点で主催者に着手金等を除いて、出展料を支払っていないこと。

(助成対象経費及び金額)

第6 助成対象経費は、展示会の主催者から示された出展料、小間装飾費、派遣説明員の旅費・宿泊費とし、助成限度額は助成対象経費の合計の半額または200,000円のうち低い額とする。

但し、消費税及び地方消費税は助成対象外とする。

(助成の申請)

第7 助成を希望する中小企業は、「出展費用助成申請書」(様式1)と次に掲げる書類を添えてセンターに申請するものとする。

- (1)「念書」(様式2)
- (2) 助成を受けようとする展示会等の「出展案内」の写し
- (3) 助成を受けようとする展示会等の「出展申込書」の写し
- (4) 反社会的勢力ではないことの表明・確約書(様式3)

(助成の決定)

第8 助成をする中小企業は、別に定める審査委員会で選定の上センターが決定し、助成決定企業に対し「情報関連専門展示会等出展費用助成事業交付決定通知書」(様式4)を交付するものとする。

(完了報告及び助成金の支払について)

第9 助成決定企業は、展示会出展終了後、「商談実績フォローアップ調査票」(様式5)と次に掲げる書類を添えてセンターに完了報告を行うものとする。

- (1) 請求書
 - (2) 出展料の支払いを証明する書類
 - (3) 出展小間風景の写真
- 2 センターは、前記を受理した場合は、報告内容について完了検査を実施し、適正と認められる場合は、交付すべき助成金の額を確定し、助成決定企業へ「情報関連専門展示会等出展費用助成金確定通知書」(様式6)を交付するものとする。
- 3 助成決定企業は、助成金の支払いを受けようとするときは「情報関連専門展示会等出展費用助成金請求書」(様式7)により請求するものとし、センターは、請求書を受理した場合は、速やかに助成決定企業に対し助成金を支払うものとする。

(中止又は変更)

第10 助成決定企業は、助成事業を中止又は変更する場合には速やかに「情報関連専門展示会等出展費用助成事業中止・変更承認申請書」(様式8)をセンターに提出するものとする。

(補足)

第11 この要領で定めるもののほか、情報関連専門展示会等出展費用助成事業の実施に必要な事項はセンターが別に定める。

附 則

- この要領は、平成31年4月8日から施行する。
この要領は、令和2年4月20日から施行する。
この要領は、令和3年4月12日から施行する。
この要領は、令和5年5月1日から施行する。